

第148回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成25年9月13日（金曜日） 午後2時30分から午後3時10分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事
- (4) 傍聴者 0人

4 公開の可否

非公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第1号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）
- (2) 同意議案 議案第2号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）

6 議事

【議案第1号について】

（委員） 調査意見（資料2）について、公図の写しなどでは市道第97号扶桑通りと言っていたが、第98号線になっている。

（特定行政庁） 第97号線です。

（委員） 公図の写し（資料4）をみると、協定の通路の[]の一番奥が通路外となっているが、所有者一覧表（資料5）については[]の一部が協定上の通路ということによいか。

（特定行政庁） 一部です。

（委員） では、[]の残りについては、向かいの宅地に含まれるということか。

- (特定行政庁) 含まれます。
- (委員) 資料10の⑥と⑤の写真を見比べると、⑥の赤い線は、本来軽自動車の先まで延びているということか。
- (特定行政庁) その通りです。
- (委員) 資料4の公図で、真ん中に一本、道のようにあるのは何か。
- (特定行政庁) 公図の切れ目です。
- (委員) ということは、隣地はどれか。
- (特定行政庁) ■■■■■のいくつが隣地です。
- (委員) ■■■■■の奥について宅地として利用するということが
- (特定行政庁) ■■■■■が平成6年に建築をしている。その後に協定を結んでいる。地目は公衆用道路となっているが、ゆくゆくは申請上は宅地とする。
- (委員) 宅地で囲ってしまうのではなくて、資料6-2のようなかたちで使うのか。
- (特定行政庁) このラインは、後退する前から宅地として使うということで希望は残ってる。
- (委員) この区域内は、現にすべて建物が建っていて、住まわれているのか。
- (特定行政庁) はい。
- (委員) 4mの道路ということで、将来は位置指定にすることか。
- (特定行政庁) 位置指定というのものもあるが、隅切りが規定にあわない。それであれば市ですべて引き取って市道97号線の一部とする選択肢もある。

【議案第2号について】

- (委員) 資料4で本件敷地の南側の■■■■■は後退してないが、その下のチ・リ・トがどのように区画されてるかがわかりづらい。
- (特定行政庁) ■■■■■と■■■■■と現道の間細い筆がチとりにあたる。
- (委員) それぞれの宅地の前面という解釈でよいか。
- (特定行政庁) はい。
- (委員) 協定同意書にはその地番がないが、協定同意書がで

きたあとに分筆されたということか。

(特定行政庁) はい。

(委員) 行方不明の■■■■さんのところだけ分筆されていないが、それ以外のところは協定後にもう一本線が入ったということですね。

(特定行政庁) 許可を得ているところが6件あるが、まだセットバックしてないところもあり、それについては公図の地番の一部というのが正解というところがある。後程差し替える。

承諾を得られていない■■■■氏については、吉祥寺南町にお住まいという報告を業者から受けているが、特定行政庁が調べても追えない状況であった。

(委員) 公図でイ・ロ・ハでこの地域と離れたところの番号が入っているが。

(特定行政庁) 公図の中で細かいものについてイロハとなるが、ここに現れてないものものってる。公図が大きいので、見えないところの細かいものがのってる。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 白石 悟

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 伊藤 達也

同 委員 澤田 昭治

同 委員 吉川 徹